

自治体向けFAQ第17.2版 【修正問】

| No. | 事項 | 問 | 答 |
|-----|----------------------|--|---|
| 3 | 事業計画 (認定こども園移行) | 私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。 | 28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、現時点の方向性としては、引き続き実施することとしているため、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。 |
| 4 | 事業計画 (認定こども園移行特例) | 供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員(幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員)の水準はどのように考えればよいですか。 幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定することですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。 | 子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性としては、引き続き実施することとしています。本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、ただし、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。 例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子どもの数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。 いずれにせよ、認可・認定に当たっては、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県計画(指定都市・中核市が処理することとされているものについては、幼保連携型認定こども園については、政令指定都市・中核市計画)において「上乗せする数」を各地域の実情に応じて適切に定めていただくことが前提になります。 |
| 5 | 事業計画(認定こども園移行特例) | 供給過剰地域における幼稚園、保育所からの認定こども園への移行特例の対象となるのは、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限られるのでしょうか。それとも、制度施行後に設置された幼稚園、保育所も対象になるのでしょうか。 | 子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性として、引き続き実施することとしています。その上で、当該需給調整の対象には、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限らず、施行後に設置された幼稚園、保育所も含まれます。 |
| 11 | 次世代行動計画との関係 | 子ども・子育て支援事業計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の後継計画として位置づけたいと考えていますが、次世代行動計画を作成しないこととしても差し支えありませんか。 | 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、計画策定自体について任意化しています。すなわち、 ・策定しないという選択もありうる ・策定する場合にどの項目を盛り込むかについても任意としてしています。 ただし、法第11条第1項に基づく通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により施設整備の交付金を受けようとする場合や、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進を図るための事業を実施し、財政支援の対象となる場合には、次世代法の市町村行動計画に位置付けることが必要です。 |

| No. | 事項 | 問 | 答 |
|-----|----------------|---|---|
| 12 | 次世代行動計画との関係 | 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を一体のものとして、一つの計画として定めることは可能ですか。また、その場合、例えば、行動計画部分については、「新・放課後子ども総合プラン」に関する事項のみを盛り込むといった対応は可能でしょうか。 | 行動計画の策定の仕方については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することもできるため、例えば、子ども・子育て支援事業計画に次世代法の計画の一部(例えば「新・放課後子ども総合プラン」に関する事項のみ)の要素を加えた計画として策定するなどの柔軟な対応も可能です。 |
| 105 | 減算調整 | 減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。 (例: 認定こども園の施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合) | 認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることとなります。(2・3号は合計の定員) 1号認定については、直前の連続する2年間、2号・3号認定については、直前の連続する5年間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均所在率120%以上の状態にある場合に減算調整が適用されます。 ※例の場合は、2号と3号の超過率が143%(2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用)となっておりますが、これが2年間連続で120%以上の場合には2・3号の公定価格全体を減算(120%未満の児童も含め)することとなります。5年間連続で超過していないため、減算調整は適用されません。(この場合は、1号の公定価格は、利用定員を超過しておらず、減算しません。) また、1号については、実利用人数が利用定員を超過していないため、減算調整は適用されません。 |
| 132 | 入退所による日割り計算方法等 | 月途中で入退所した場合等の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園(又はその逆)など異なる施設、事業への変更の場合等はどうかでしょうか。 | 月途中で入退所があった場合は、給付費・委託費と同様に教育標準時間認定は20日、保育認定は25日を基本として日割り計算することとしています。また、利用先が異なる施設・事業となった場合にも、それぞれの利用者負担額を日割り計算することとなります。 また、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成31年4月1日施行)により、障害、疾病等の理由により居宅訪問型保育事業を利用する児童について、月利用日数が19日以下(利用できない日数が1月当たり5日を超える)場合は、利用者負担額を日割りで計算することとなりました。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て (教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合) $1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額) \times 1月当たりの利用者負担額 \times \text{その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)} (20日を超える場合は20日) \div 20日$ (上記以外の子どもの場合) $1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額) \times 1月当たりの利用者負担額 \times \text{その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)} (25日を超える場合は25日) \div 25日$ |

| No. | 事項 | 問 | 答 |
|-----|-----------------|--|--|
| 190 | 3年保育 | 2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。 | —公立幼稚園については、新制度に基づく確認対象施設としてみなされるため、特段の対応をしなくても新制度の対象施設となります。新制度への移行に伴い、3年保育を実施する義務が生じるものではありません。ただし、市町村事業計画の策定作成に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、現存する私立幼稚園や認定こども園を含めたにおける教育・保育の供給量が不足している場合には、私立幼稚園に対する定員増の要請や公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等(3年保育化)などによる対応を含め、その確保方策を市町村として定めていただく必要があります。 |
| 221 | 処遇改善等加算の対象となる職員 | 処遇改善等加算Ⅰについて、法人の役員等を兼務している職員の取扱いはどうなりますか。従来の保育士等処遇改善臨時特例事業では法人の役員である所長は対象外になっていますが、学校法人が設置する認定こども園の園長の取扱いはどうなりますか。 | 処遇改善等加算Ⅰにおいては、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員の平均経験勤続年数等を基に算定することになっていますが、この平均経験勤続年数の算定にあたっては、法人の役員等を兼務している職員園長の経験勤続年数も含まれます。 なお、処遇改善等加算については、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みを導入していますが、質の向上項目として実施する部分(0.7兆円の範囲では平均+3%)については、これまで実施されていた保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等を求め、確実に賃金改善に充てることを要件としています。 また、この「賃金改善」の対象となる職員については、平成29年度より、法人の役員等を兼務している職員も含むこととしています。処遇改善等加算Ⅰを、施設の職員としての賃金ではない役員報酬に充てることはできません。従来の保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、法人の役員とはなっていない、園長及び職員としています。 |

| No. | 事項 | 問 | 答 |
|-----|------------------------|--|--|
| 249 | 居宅訪問型保育事業と障害福祉サービスとの関係 | 障害福祉サービスと居宅訪問型保育事業の関係を教えてください。 居宅訪問型保育の利用者は、障害福祉サービス等の療育を併用することはできるのでしょうか。 | 居宅訪問型保育事業については、1対1というその事業形態から、保育所などが利用出来ない場合に限り、利用が認められるものであるという制度の趣旨を踏まえ、保育所等の利用が可能であれば、まずはその利用を検討することが適当です。 また、障害福祉サービス等の他の施策の利用が考えられる場合であって、当該サービスの利用により保育ニーズも満たされる場合についても、まずはその活用を考えることが適当です。 ①なお、地域の障害福祉サービスの提供体制の状況等により、障害福祉サービスは一部利用可能ですが、毎日の利用が出来ない場合に、出来ない日に限り、保育所等の利用が困難である場合については、居宅訪問型保育事業の利用の可能性が考えられます。 このように、特定の日に居宅訪問型保育事業を利用しないことが予め決まっているその場合、居宅訪問型保育事業は1対1という事業形態であることから、他の施設・事業と異なり、子どもが利用しない日には、当該保育者による保育の提供自体が行われないことから、居宅訪問型保育事業に係る地域型保育給付は、週当たりの保育を行わない日数に応じた調整割合により減算すること目割りとなります。（例えば、障害福祉サービスを月・水・金の3日、居宅訪問型保育を火・木・土金の3日を利用する場合、地域型保育給付が提供されないは週3日分に応じた一定の割合により減算することとなります。） ②また、居宅訪問型保育を利用しながら、定期的に児童発達支援センターなどにおいて行われる療育の提供に保育者が帯同し、その前後に居宅において保育を行う場合は、提供を受ける支援の内容が重ならないため併用は可能であり、この場合は、月額単価による給付が行われ、 減算目割り(減額) は行いません。 (ただし、療育の提供先に送迎するのみで、その前後に居宅における保育の提供がない場合は、給付の対象とはなりませんので、①と同様に目割りとなります。) なお、地域型保育給付は、①のようなケースを除き、基本的には月単位での給付となることから、例えば、 利用することが予め決まっている日について、対象児童の突発的な体調変化等の理由により、結果的に月に数日間居宅訪問型保育の利用がない場合については、減算の対象とはなりません。であっても、月額単価による給付が行われることとなります。 |
| 370 | 全国統一費用部分と地方単独費用部分の財政負担 | 教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で、給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれですか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのですか。 | 全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする観点から、基本的には、1号給付に係る公定価格の総額に対する一定の割合(72.5%※)により国庫負担対象額を設定し、利用者負担額を控除した額を国1/2、都道府県1/4により財政負担することとしています。 なお、平成27年2月6日開催の「平成26年度第3回都道府県私立学校主幹部課長会議」において、本件に係る「私立幼稚園(1号認定子ども)に係る新制度の財政構造」についてご説明しています。また、上記会議で配布した資料のうち、該当の資料については、各都道府県新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局あてに平成27年2月6日付けメールにより送付していますので、そちらをご参照ください。 ※ 平成29年度より73.4% |